

公共工事における週休2日制度の改定について

(令和7年10月改定) ※営繕工事のみ

○背景

建設業の働き方改革を推進し、建設業が抱える担い手不足や労働環境の改善を図ることを目的として、平成31年度から市が発注する公共工事において週休2日制度を導入しています。

○改定内容

工事現場における週休2日工事について、「完全週休2日」、「月単位の週休2日」に分類しました。

- ・「完全週休2日」については、実施期間内の全ての土曜日・日曜日を休工日とした場合のみ達成とします。
 - ・「月単位の週休2日」については、現行どおり月単位の現場閉所率を確認し、全ての月で4週8休以上を休工日とした場合のみ達成とします。
 - ・国の運用改定に準じて費用の算定方法を変更します。
- ※土木工事は令和7年7月に改定済みです。

○適用日

令和7年10月単価を適用する工事から適用

改定概要

	現行	改定後
休工日	日曜日、土曜日以外の指定も可能	【完全週休2日】指定不可（土日のみ） 【月単位の週休2日】現行どおり
発注方式	【発注者指定方式】 週休2日工事を実施することを前提に発注する方式 【受注者希望方式】 発注者指定方式以外の工事	現行どおり
達成状況	月単位で現場閉所率を確認し、全ての月で4週8休以上を休工日としていた場合のみ達成とする	【完全週休2日】 実施期間内の全ての週で土曜日・日曜日を休工日としていれば達成とする 【月単位の週休2日】 現行どおり
休工日の振り替え	やむを得ない場合は休工日を別の日に振り替えることを可能とする ※休工日を起算日として、その前後2週間以内に振り替えた場合は休工日として数える	現行どおり (ただし、雨天等天候の理由による休工日の振り替えは不可とする)
工事評価	4週8休以上を達成した場合のみ評価項目にて加点 (4週8休以上は <u>全ての月で達成した場合</u>)	週休2日工事による工事成績評価は行わない
費用の計上	達成状況に応じ計上（費用の計上の対象とする工事及び費用の計上方法は特記仕様書で明示） 【発注者指定方式】 4週8休を達成した場合の費用を予め計上し、達成状況が4週8休に満たない場合は、予め計上した費用を減額 【受注者希望方式】 達成状況が4週8休となった場合は、費用を計上	達成状況に応じ計上（費用の計上の対象とする工事及び費用の計上方法は特記仕様書で明示） 【発注者指定方式】 完全週休2日を達成した場合の費用を予め計上し、達成状況が完全週休2日に満たない場合は、達成状況に応じて予め計上した費用を減額 【受注者希望方式】 達成状況に応じて費用を計上